

市営住宅入居者の死亡、退去等に関する取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、公営住宅法（昭和26年法律第193号。以下「法」という。）及び浜松市営住宅条例（平成9年浜松市条例第73号。以下「条例」という。）に規定する入居者が死亡し、又は退去した場合の取扱いについて、必要な事項を定める。

(入居者)

第2条 この要領に定める入居者とは、条例第7条の入居許可の申請により、浜松市より市営住宅の入居の許可を受けた者をいう。

(措置)

第3条 入居していた住宅を管轄する区役所又は指定管理者（以下「管理者等」という。）は、入居者の死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者（入居の際に同居を認められた者又は条例第11条に規定する同居の承認を受けている者に限る。）がいる場合、次の各号の規定に基づき措置するものとする。

- (1) 条例第12条の規定及び市営住宅同居承認及び入居承継承認取扱要領（以下「同居承認等要領」という。）第6条の規定に適合した場合は、同居者に同居承認等要領に基づく入居承継承認手続きを事態が確認された時点から3月以内に行わせるものとする。
 - (2) 前号による手続き終了までの家賃等の請求は旧名義人宛に行う。
 - (3) 第1号の規定に適合しない場合については、同居人に対し、明渡し要請書（第1号様式）により通知し、3月経過した後も引き続き退去しない場合は、条例第30条第1項第1号により、明渡し請求書（第2号様式）を3月以内の期限を定め、通知する。
 - (4) 前号の期限を経過した後、同居人が引き続き退去しない場合は、入居許可の取消しを行う。
 - (5) 第3号の期限内に同居人が退去出来ない正当な理由がある場合は、市営住宅明渡し期限延長申出書を提出することが出来る。
- 2 管理者等は、入居者の死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者（入居の際に同居を認められた者又は条例第11条に規定する同居の承認を受けている者に限る。）がいない場合、次の各号の規定に基づき、措置するものとする。
- (1) 親族等に退去の手続きを行わせる。
 - (2) 前号の規定により難しい場合については、連帯保証人に手続きを行わせる。
 - (3) 事態が確認され、15日を経過し、前各号の規定により難しいと判断した場合は、市営住宅の閉鎖通知書（第3号様式）を通知し又は、住戸の目立つ場所に掲示する（この場合、写真等の記録を残す。）ものとする。
 - (4) 前号の通知をするにあたっては、3月以内の期限を設け、期限内に連絡等がない場合は、鍵の交換を行う。
 - (5) 前号による鍵の交換を行った場合は、状況等を含め、住宅課長に報告する。
 - (6) 住宅課長は、前号の報告を受けた場合は、ただちに入居の許可を取り消すものとする。

(訴訟手続き)

第 4 条 前条第 2 項に規定する措置を行った後、3 月以上経過してもなお、入居者等からの連絡がない場合においては、訴訟手続きに移行する。

附 則

この要領は、平成 2 0 年 1 2 月 2 6 日から施行する。

明 渡 し 要 請 書

団地名

住 所

氏 名

市営住宅管理者

住所

氏名

連絡先

浜松市営住宅 団地 棟 号室の入居名義人が されたことが確認されました。
浜松市営住宅条例第12条の入居承継手続きがされない場合は、引き続き入居することは認められません。

つきましては、 までに退去するよう要請します。

なお、特別な事情があり明渡し期限までに退去できない場合は、明渡し期限の延長を申し出ることができます。

年 月 日までに下記の連絡先にお越しく下さい。

明 渡 し 請 求 書

住 所

氏 名

市営住宅管理者

住所

氏名

連絡先

あなたは、年 月 日に の事情により住宅の明渡しを要請しましたが、年 月 日の期限が過ぎても明渡しがされておられません。

したがって、浜松市営住宅条例第30条第1項1号に該当しますので、市営住宅の明渡しを請求します。

記

明渡し期限

年 月 日

なお、特別な事情があり明渡し期限までに退去できない場合は、明渡し期限の延長を申し出ることができます。

年 月 日までに下記の連絡先にお越しく下さい。

連絡先

条例規則第13号様式（第4条関係）

（あて先）浜松市長

住所

申出者

氏名

印

電話番号

市営住宅明渡し期限延長申出書

年 月 日付け 第 号をもって請求のあった市営住宅の明渡しについては、次のとおり明渡し期限の延長を申し出ます。

記

1 申し出理由

2 希望する期限

第3号様式（第4条関係）

市 営 住 宅 の 閉 鎖 通 知 書

住 所

氏 名

市営住宅管理者

住所

氏名

連絡先

あなたは、浜松市営住宅条例第22条に規定する引き続き15日以上使用しない場合の届出が行なわれておりません。

つきましては、住宅の管理上問題がありますので、下記期限までに連絡をください。

連絡期限 年 月 日

なお、期限までに連絡がない場合は、鍵を交換し、入居許可を取り消します。